

事務所だより

第149号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

治療と就労の両立支援

現在、事業者に対して、病
気等の治療をしながら働くこ
とを希望する人が働き続けら
れる環境整備が求められてい
ます。

そこで、どのような取組み
を行えば治療と仕事の両立を
支援できるのか、厚生労働省
作成の『事業場における治療
と仕事の両立支援のためのガ
イドライン』をもとに、その
支援に当たっての留意事項や
準備事項、支援の進め方をこ
紹介します。

両立支援実施のための

環境整備

事業者による基本方針等の表
明と労働者への周知

治療と仕事の両立支援に取
り組むに当たっての基本方針
や具体的な対応方法等の事業
場内ルールを作成し、全労働

者に周知します。

研修等による両立支援に関する意識啓発

治療と仕事の両立支援を円
滑に実施するために、当事者
やその同僚となり得る全労働
者、管理職に対して意識啓発
を行います。

相談窓口等の明確化

治療と仕事の両立支援は、
職場の健康診断によって把握
した場合を除いては、原則と
して労働者の申し出からスター
トします。相談窓口や情報の
取扱い等を明確にします。

両立支援に関する制度・体制等の整備

各事業場の実情に応じて休
暇制度や勤務制度を検討・導
入し、治療のための配慮を行
いましょう。

・労働者から支援を求める申
し出があった場合の対応手順、
関係者の役割を整理しましよ
う。

・関係者間の円滑な情報共有
のための仕組みを整えましょ
う。

・全労働者に制度や相談窓口
の周知を行い、管理職に対処
方法や支援制度・体制につい
ての研修等を行います。

・労使や産業保健スタッフ等
が連携して取り組みましょ
う。

両立支援の進め方

①. 労働者から申し出があつ
たときには、次のような両立
支援の検討に必要な情報提供
を受けます。事業場が定める
様式等を使用してもらうこと
いでしよ。

・現在の症状や治療内容、ス
ケジュール、通勤や業務遂行
に影響を及ぼしうる症状や副

作用の有無とその内容

・就業継続の可否に関する意
見

・避けるべき作業、時間外労
働や出張の可否等

・通院時間の確保や休憩場所
の確保等

②. 労働者本人の同意を得た
上で、主治医から治療の状況
等に関して、両立支援に必要
に応じた情報を収集します。

③. 産業医等から、就業継続
の可否や、就業上の措置及び
治療に対する配慮に関する意
見を聴取します。産業医等が
いない場合は、主治医から提
供を受けた情報を参考としま
す。

④. 休業措置や就業上の措置
及び治療に対する配慮を産業
医等の意見を踏まえて検討し、
労働者本人と十分な話し合いを
します。

入院等による休業を要さな
い場合も含めて、必要に応じ
て、具体的な措置や配慮の内
容及びスケジュール等につい
てまとめた計画（「両立支援
プラン」）を策定するとよい
でしょう。



業務内容や勤務情
報などを記載した
書面を渡す

両立支援に関す
る手続きの説明
等



就労継続の可否や就労上の措置等が
記載された意見書をもらう

在職老齢年金制度が見直されます

今年4月から60歳以上65歳未満を対象とする在職老齢年金制度が見直されます。

【現行制度（令和4年3月まで）】

現行の60歳台前半の在職老齢年金は、就労して社会保険に加入して就労し、一定以上の賃金を得る厚生年金受給者に対して、賃金（賞与含む月収）と年金1か月分の合計額が支給停止調整開始額（28万円）を上回る場合に、賃金2に対し、年金1が停止されます。

また、賃金が支給停止調整変更額（47万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金が支給停止されます。

60歳台後半と70歳以降の在職老齢年金は、賃金（賞与含む月収）と年金の合計額が、支給停止調整額（47万円）



を上回る場合に、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止としています。

1か月の年金額がいくらになるのか。

（一例） 賃金30万円、年金10万円の場合

【令和4年3月まで】

$$\{10万円 - (30万円 + 10万円 - 28万円)\} \div 2 = 4万円/月$$

6万円/月が支給停止

【令和4年4月から】

$$\{10万円 - (30万円 + 10万円 - 47万円)\} \div 2 = 10万円/月$$

支給停止なし

【見直し後（令和4年4月から）】

今回の見直しは、「賃金が支給停止調整基準額（47万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止する」という仕組みが廃止され、支給停止の基準額（28万円）が、60歳台後半と同じ額（47万円）に引き上げられます。

なお、支給停止調整額（47万円）は、名目賃金の変動に応じて改定されます。

年金額と国民年金保険料の改定

令和4年度の年金額と国民年金保険料が改定されます。年金額は令和3年度から0.4%の引き下げです。国民年金保険料は令和3年度から月200円の引き下げとなります。

【令和4年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額】

老齢基礎年金（1人分・月額） 64,816円

老齢厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額） 219,593円（※）

（※）平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【国民年金保険料について】
令和4年度は16,500円、
令和5年度は16,520円、
になります。

2月の労務手続
「提出先・納付先」

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
「郵便局または銀行」

16日から3月15日まで
○所得税の確定申告受付
「税務署」

28日
○じん肺健康管理実施状況報告の提出
「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」



編集後記

現在の60歳前半の在職老齢年金制度は、年金が減額されてしまう、と不評です。今回の見直しで不評が変わるのでしょうか。

（おま）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail : fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com